氏名（団体名）　気候ネットワーク

新エネルギー等電気の利用の目標について

要旨
・早期達成、透明性・客観性の確保が重要。
・太陽光や風力など各自然エネルギーごとに個別目標を課すべき
・「経過調整率」 は常識的なリードタイムである 3 年程度でゼロとすべき。
・最低価格を設けること

１．目標量
（１）総量とその内訳について
　目標量については総合資源エネルギー調査会の示した極めて小さく消極的な新エネルギー導入目標と、総量においては整合性が取れている。ただし、これを総量でのみ達成するというのでは、太陽光や風力などエネルギー源別に目標量を示した答申とは整合性を欠くと言える。太陽光や風力など各自然エネルギーごとに、最低でも政府の導入目標を個別に達成できる仕組みとすべきである。

（２）経過について
　示された案は事実上、2008 年から対策の成果が得られればよいことになっており、非常識である。京都議定書の約束期間が 2008 年から始まること、2005 年に目に見える進展を報告する必要があることから鑑み、怠慢のそしりを免れない。
　できるだけ早期に現行の消極的 2010 年目標を前倒し達成するため、「経過調整率」は 2004 年度から速やかにゼロに向かって減少させ、常識的なリードタイムである 3 年程度でゼロとし、2007 年以前のできるだけ早期に目標を達成、未達成の電気事業者には徹底した追加対策 を求めて 2008 年からは全事業者が 100%の確度で目標を達成し、次のより高い目標にす みやかに移行できるようにすべきである。

３．その他の事項
　発電だけでなく、需要においても変動があるので、再生可能エネルギー発電における変動だけをことさらにとりあげるのは不適当。

４．その他
（１）早期達成、透明性・客観性の確保が重要。
（２）最低価格を設けることが必要。
（３）北海道電力が風力の制限を行っているが、これは当該制度の趣旨に真っ向から対立 するものである。こうした普及に対抗する措置を行う事業者からは、その必要性や、 当該制限を補って余りある再生可能エネルギー供給の確保の見通し（例えば措置によ り制限される損失の 10 倍など）、それを確保する措置と未達成の場合の具体的な補填 計画などを示させるべき。
（４）「考え方」において護送船団的な発想で対策を遅らせる理屈が強調されており、問題である。
・全ての義務者に同一の義務比率がかかることを強調しているが、電力事業者間などの融通を認めているのでとくに強調する必要はない。
・地域格差を強調しているが、現時点で対策の遅れている者がより努力するのは当然のことである。また、電力事業者間の融通・肩代わりも認めており、遅れたものに配慮する必要は全くない。